

会議録

会議の名称	西東京市地域情報化計画策定審議会（第9回）
開催日時	平成25年6月27日（木曜日）午後2時00分から午後4時10分
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	委員：小林清澄会長、渡邊博子副会長、池田佳代委員、石川家継委員、石田朋子委員、浜昱子委員、樋口信太郎委員、福田豊委員 事務局：池田企画部長、佐藤情報政策専門員、渡部情報推進課長、河野情報推進係長、金本情報推進課主任、高枝情報推進課主事
議題	1 第2期地域情報化基本計画施策事業について 2 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について（継続） 3 その他
会議資料の名称	資料1 第8回西東京市地域情報化計画策定審議会会議録 資料2 第2期地域情報化基本計画施策事業について
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 開会</p> <p>○小林会長： 定刻となりましたので、ただいまから、第9回西東京市地域情報化計画策定審議会を始めます。 本日の審議会の議題は、お手元の会議次第によります。 前回会議録につきましては、事前に事務局から各委員に確認依頼がありましたが、各委員からの御指摘を踏まえて、修正されたものが資料1「第8回会議録」としてお手元にあるかと思えます。 資料1「第8回会議録」につき、御意見等ございますでしょうか。 （異議なし） では、第8回会議録について承認いたします。 議題に入る前に会議次第に記されている他の資料について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○事務局： （資料の説明）</p> <p>2 議題1 第2期地域情報化基本計画施策事業について</p>	

○小林会長：
議題1に入ります。
事務局から、説明をお願いします。

○事務局：
(資料2に基づき説明)

○小林会長：
第7回の資料2と第8回の資料2をまとめたものということでしょうか。

○事務局：
御認識のとおりです。

2 西東京市の現状からの課題及び市民意識調査について (継続)

○事務局：
(事務局からの審議方法について説明)

○小林会長：
事務局から提案のありました「西東京市の現状と課題」について、ディスカッションの進め方等の御意見はありますか。

○情報政策専門員：
今回は「西東京市の現状と課題」について「子ども」分野、「保健福祉」分野、「産業」分野の3分野から現状と課題をまず御審議いただき、順次、他の分野の審議に入っていくことを事務局が提案しておりますが、本日、御審議いただけなかった分野についても、時間を確保して御審議いただく必要があると考えております。

○小林会長：
今後の審議会の進行方法については、事務局と調整させていただくということでしょうか。

○事務局：
今後の進行については調整させていただきます。
(「子ども」分野の現状と課題についての審議)

○小林会長：
第8回資料「資料4-3 西東京市市民意識調査報告書(平成24年9月)の現状と課題について」の4ページからとなります。

現在、実施されている施策と合わせて見ると、具体的なイメージができるかと思えます。

資料2「平成24年度末第2期地域情報化基本計画施策事業について」であると、どの分

野のどの施策に当たるものでしょうか。

○石田委員：

施策で言うと「1-2-2 小・中学校におけるモラル教育」等が「子ども」分野になるかと思います。昨今のニュースなどで問題になっているインターネットによる子どもの人権侵害について考える必要があると考えています。

具体的には、ソーシャルメディアなどによる、特定の個人に向けた誹謗中傷などの人権侵害について、教育という切り口で対応できないかと考えております。第2期地域情報化基本計画においてもモラル教育について取り組まれておりますが、SNSなど最新のものについても取り扱われているものなんでしょうか。

○情報政策専門員：

情報モラル教育に関しては、いくつかの事例がありますが、まだまだ社会の流れについていけないのが実情のようです。

特に教職員のみなさまは、facebookやLINE等のコミュニケーションツールが次々現れる中で、現場の仕事を抱えつつ、情報リテラシーを高めていかななくてはならず、大きな負担となっているようです。

LINEを禁止する学校も出てきていますが、LINEを禁止するという対策は、一時的な対応になってしまう恐れがあります。根本的な解決のためには、禁止するよりもむしろ、誤った利用をさせないような情報モラル教育、情報リテラシー教育をしていくことが必要だと考えます。

○浜委員：

子どもたちへの情報リテラシー教育やモラル教育で、先ほど取り上げられた課題・問題点に関しては、高齢者の方々についても当てはまる部分があると思います。

今回は、「子ども」分野の課題・問題点について議論を深めておりますが、共通の課題に関しては、分野にとらわれずに扱ってもいいかもしれません。

ところで市民意識調査で気になっている部分があります。

「分からない」という回答が約半分の割合を占めていることです。

「子ども」分野の平均を例としてみると、「満足度」の割合が20%である一方、「分からない」の割合が約50%という高い割合になっています。

「まちづくり」分野のように相対的に「分からない」の割合が少ない項目もありますが、「分からない」ということに対する対策は、考える必要があると思います。

「分からない」の割合を減らして市に関心をもっていただくためには、情報発信する際に有益な情報を提供するだけでなく、情報の発信方法も同時に考えていくことが必要だと思えます。

○池田委員：

どの調査項目でも、「分からない」の割合が高い傾向があります。今回、「不満度」や「重要度」の割合が高い分野を中心に議論しておりますが、地域情報化という視点では、「分からない」の割合が高いところを改善のターゲットにしてみるのも面白い試みだと考えられます。

○石川委員：

当事者でない項目には答えられないという理由から「分からない」の割合が高いことも考えられます。

例えば子どもが成人して小・中学校と疎遠になってしまった御家庭などでは「子ども」分野で市政の良し悪しを判断することができず、「分からない」の割合が増えてしまうのではないのでしょうか。

実際、各項目を「重要度」で見ると「満足度」で見た場合よりも、「分からない」の割合が相対的に低い傾向があると思います。

○小林会長：

つまり、先ほどの例でいいますと、子どもが成人して小・中学校と疎遠になってしまっているので、小・中学校に対する満足度については回答することができないが、今後の世代のために、小・中学校に対する重要度は高いと考えている市民の方がいると考えられるということでしょうか。

○石川委員：

会長のおっしゃるとおりだと考えています。

○池田委員：

当事者でない方に市政の特定の項目の満足度を評価していただくことは難しいと思いますが、市としての重点項目に関しては、発信力が問われているのではないかと思います。

○石川委員：

先ほどの事例紹介の中で、学校ICT教育が情報技術の進歩についていくことが難しいということが言われておりましたが、資料2「平成24年度末第2期地域情報化基本計画施策事業について」の2ページで「1-4-1 ICT環境整備の推進」が各学校の校内インフラの整備が整ったため、「完了」という取扱をしておりますが、この指標がよいかどうかは、疑問の余地があります。

各先生方の情報リテラシーも含めて学校教育におけるICT環境整備ができたと言えるのではないのでしょうか。

○情報政策専門員：

学校の事務等でメールやオフィス製品による文書の作成ができる程度の情報リテラシーは、必要になると思いますが、スマートフォンを始めとした最新技術の情報教育まで学校の先生に求めるのは困難だと思います。最新技術の情報教育については、外部の講師を呼ぶなど先生が教育することが難しい部分を補強する方法が良いと思います。

○小林会長：

「1-4-1 ICT環境整備の推進」の概要を見ると、学校教育におけるICTの考え方や目指している理念について、市として方向性を示しているように見えます。

このICTの考え方の中には、スマートフォンといった最新の情報技術も含まれているのでしょうか。

○事務局：

当時はインターネットということで考えていたと思います。

○小林会長：

各施策の指標を見てみると第2期の地域情報化基本計画まではインフラ整備といったハード面での整備に注力してきたように思います。

第3期の地域情報化基本計画を考えるに当たっては、ハード面での整備が整ってきたことを踏まえて、情報技術の利活用や人とのつながりの部分といったソフト面を充実させるような提案ができるとよいと考えています。

市政に関心を持っていない人に関心を持たせることは、困難な部分がありますが、より良い情報発信の方法を提案できれば「分からない」という回答の割合が減らせるのではないかと考えています。

何か良い提案はありますでしょうか。

○池田委員：

情報発信については、方法と手段の両面から見ていく必要があると思います。

○情報政策専門員：

必要な人に必要な情報を提供することについては、「子ども」分野だけに捉われず、全ての分野に共通した地域情報化としての課題ではないかと思っています。

○石田委員：

重要度が高くかつ不満度が高い項目、例えば第8回資料「資料4-3 西東京市市民意識調査報告書（平成24年9月）の現状と課題について」の4ページの「地域における子どもの居場所づくり」、14ページの「公園・緑地などの保全・活用」や24ページの「空き店舗の活用」などのように地域情報化では、抜本的に解決するのが難しい項目もありますが、図書館の活用や市報などPRにかかわる部分で良い方法を提案できればと考えております。

○小林会長：

PRに関しての市の取組を教えてください。

○事務局：

市民の方へのPRやお知らせしたい内容に関しては、ホームページによる情報提供が主となっており、お知らせしたい課が、ホームページ内の各課のページで広報しております。

また、本審議会でも取り上げられました「安心・安全・いいなメールサービス」等に代表される必要な人に必要な情報を届けるプッシュ型サービスが出てきておりますが、まだこれからであると考えております。

○小林会長：

「地域における子どもの居場所づくり」については、「居場所を作る」ことはできな

いまでも、情報発信などを通じて、地域情報化の視点でどのように支援していけるかということを考えていく必要があるということでしょうか。

○事務局：

地域情報化計画策定審議会としてはまず、地域情報化に関する大きな方向性を出していただくことを考えています。先ほどから議論の中心となっていた「情報発信」というキーワードも地域情報化に関する大きな方向性だと考えられます。

なお、情報発信としてホームページ等を利用した従来型のものから新しい情報技術を利用した方法等、様々な方法がありますので、別な視点からの情報発信方法があれば御意見をいただければと存じます。

○小林会長：

「子ども」というキーワードで何か各委員から御意見・御提案がありましたらお願いします。

第2期の計画を立てた時は、インターネットとパソコンを中心に考えていたと思いますが、プッシュ型サービスなどの必要な人に必要な情報をどのように提供していくかがポイントになると考えております。

子ども分野では、保護者の方に対する情報発信がポイントになるかもしれません。プッシュ型のサービスについては、情報技術的に実現できるものもあると思いますが、他にも課題があると考えられます。

○福田委員：

個々の現実の課題から出発して、解決策を考える手法もありますが、地域情報化に関しては大きな方向性を定めた上で、本質的議論をしていかないと解決策に至らないと思います。

子どもの教育については、地域教育力が大切という議論もあります。

「ソーシャル・キャピタル」という概念を紹介させていただきます。「ソーシャル・キャピタル」の概念を端的にいうと「グループ内部またはグループ間での協力を容易にする共通の規範や価値観、理解を伴ったネットワーク」を意味し、この場に合わせた形で言うと「地域力」や「社会の結束力」を意味する概念であると言えます。

震災後、ますます、地域の結束力の強化が言われるようになったので、地域情報化を考える上でも「ソーシャル・キャピタル」の考え方を盛り込んでいくとよいと思います。

○小林会長：

今の「ソーシャル・キャピタル」と呼ばれる概念を地域情報化に盛り込んでいくという提案はいかがでしょうか。

今までの地域情報化の議論の中にはなかった視点だと思います。

○福田委員：

「ソーシャル・キャピタル」という概念は、国際的にも広く理解されている概念であり、今後、「ソーシャル・キャピタル」は、ICTによって促進されていくと思いますので地域情報化のキーワードになると考えています。

○事務局：

地域力は、現在策定中の第2期総合計画でも着目されており、地域力を向上させる方法の1つとしてICTを活用することも第3期の地域情報化基本計画では視野に入るものと思われま

○福田委員：

地域力が上がり、地域の人々の結束が強まると、見守りツールなどの個別の情報システムがなくても、防災・防犯面や介護面などで地域ぐるみの支え合いができるようになり、結果的に費用対効果が高まると考えられます。

そしてその人と人との関係をサポートする関係性こそ、新しい形のコミュニケーションではないかと考えま

○小林会長：

今、御提案のあった「ソーシャル・キャピタル」という概念も地域情報化の考え方に盛り込んで一度考えてみたいと思いま

○浜委員：

企業のホームページでよくある仕組みですが、あるユーザが該当のページを見ると、「このページを見た方は他にはこんなページも見ています。」という関連情報の提供機能がありますが、行政でもより利用しやすい形にできないものでしょうか。

例えば高齢者の方が高齢福祉のページを見た時に、他の関連のページのリンクがぱっと出てくるようにするなどです。

○情報政策専門員：

市のホームページの場合ですと、法的な制約はないと思われま

○浜委員：

市民意識調査の「分からない」という回答の割合が少しでも減らせるような取組ができないかを考えていく必要があると思いま

○福田委員：

西東京市の地域全体として情報リテラシーを高めるとい

○小林会長：

「ソーシャル・キャピタル」という観点に、西東京市全体としての情報リテラシーの向上と情報を守るという情報セキュリティの観点も加えて地域情報化を考える必要があると思いま

○石川委員：

資料2「平成24年度末第2期地域情報化基本計画施策事業について」の「6-2-1 ホームページの充実」という施策がありますが、その中の「平成24年度実施状況調査結果」の中に「レコメンド機能の導入」という記述があります。

先ほど議題に挙がっていたよく見るページの提供機能はあるのでしょうか。

○事務局：

市のホームページにつきましては、レコメンド機能の導入により、「このページを見た方は他にはこんなページも見ています。」という形で情報の提供をしておりますが、企業のショッピングサイトのような統計技術を用いたものではありません。

○小林会長：

子ども分野については、共通的な課題や方向性が出たと思うので、事務局でも子ども分野でできることや方向性をまとめていただきたく思います。

（「保健福祉分野」分野の現状と課題についての審議）

○石田委員：

「地域医療体制の整備」の項目が不満度も重要度も割合が高い分野になっており、この分野から考えていくのはいかがでしょうか。

市のホームページには、「市内医療機関」が掲載されており、ホームページを持っている診療所や病院には、ホームページへのリンクが用意されています。一方で、歯科医院は、ホームページを持っている歯科医院でも、ホームページへのリンクがない状態になっています。この部分についてはリンクが用意されていればより良いと考えております。

また、一見すると市の医療機関に関するページの情報量が少ない印象があります。開業時間、開業して何年になるとか、どんな科があるかなどの簡単な紹介が掲載されているとよいと思います。

理想を言いますと、各医療機関にインターネット予約や現在の待ち時間などが分かる仕組みがあればよいと思います。

○渡邊副会長：

医療機関間での情報の共有化が大事だと思いますが、西東京市の地域情報化基本計画でどこまで市と医療機関が情報連携できるものなのでしょう。救急車と受入先の病院との連携など医療分野でのICTの活用の余地が多いようにも思われます。安心・安全を市民のみなさまに提供するという視点が持てればよいと思います。

○小林会長：

どこまで西東京市という行政が医療分野と関われるのかは、難しい問題だと思われま

す。電子カルテのシステムなどありますが、行政と医療機関の間で医療情報の連携することはあまり聞いたことがなく、あっても医師会単位の連携にとどまることが多いと聞いています。

○福田委員：

電子カルテやEHR (Electronic Health Record:生涯電子記録) の分野は、西東京市という自治体の単位では難しいかもしれません。

○小林会長：

保健医療分野では、ちょっと話が大きくなってしまいかもしれないですね。

○事務局：

西東京市としては、医療分野というより、福祉分野、公衆衛生分野の方がどちらかというところになるものと思います。

○福田委員：

市の行政政策としては、権限等により、福祉分野、公衆衛生分野が中心になってくることは重々理解しておりますが、救急医療分野や災害分野のセーフティネットなども重要な領域だと考えております。

○浜委員：

資料2「平成24年度末第2期地域情報化基本計画施策事業について」の「2-1-1 福祉情報総合ネットワーク」でホームページによる情報提供をしていると記載されておりますが、実際に情報を受け取る側が情報を受け取れているかが重要だと考えています。

いい情報をいくら発信してもきちんと受け取ってもらえないと意味がありません。受け取ってもらえる人の割合を広げていくために、庁内の中で横の連携をとって広げていくことが大事ではないかと思えます。

○小林会長：

実際の市役所のサービスを提供している現場では、市民のみなさまがどのようにホームページ等による市からの情報を活用しているかが分かっているものなのではないでしょうか。市民のみなさまの活用方法等が分かると具体的な情報化の検討ができると思います。

○事務局：

各課の事業に関して個別に市民のみなさまへ意識調査させていただいているケースがあります。

○小林会長：

本審議会では、各課が行う情報発信の中身について考えるのではなく、情報発信のツールや方法論に特化した形で議論していく方がいいのでしょうか。

○事務局：

情報発信の内容について言うと、市の事業やサービスによって異なるため、本審議会でも扱いきれるかは、難しいものと考えます。一方、情報発信のツールにつきましては、現在、市報、ホームページ、郵送、JCOMの有線放送などがあります。

しかしながら、ある情報を必要としている方にその情報をピンポイントにお知らせしていく方法は、まだ十分ではありません。その方法については、多方面から検討する必要があると考えております。

○樋口委員：

企業の例を見ますと、ある商品を流通させたいと考えた場合、商品を必要としそうな人を分析・リスト化して、電話等による営業を行うことがあります。

西東京市の提供する行政サービスについても同様に行政サービスを必要としそうな人を分析・リスト化して、電話等による勧誘をすることはできるのでしょうか。

○事務局：

高齢者福祉の分野を例にとりますと、地域包括支援センターと協力して、サービスが必要な人に必要なサービスを提供する仕組みは、現在もあります。

ただ、一方で新しい行政サービスを始めた際などに、広い範囲の方々を対象とするものだと、市が様々な媒体を使って、広報活動を行っても、必ずしも必要な情報が必要な方全員に行き届いているかどうかは疑問の残る部分になります。

○樋口委員：

市の委託業者に行政サービスを必要とされる方の名簿情報を渡して、電話等による行政サービス情報を提供する仕組みは難しいのでしょうか。

○事務局：

市の収集した個人情報の取扱いについては、法の根拠の問題や御本人の同意の問題もありますので簡単にはいかない部分もあるものと思います。

○小林会長：

市として利用状況等の統計やアンケートなどは行っているのでしょうか。

○事務局：

ホームページのシステム自体は、秘書広報課で管理しておりまして、そのホームページ機能の1つとして「この情報は皆さまのお役に立ちましたか？」というアンケート機能を持っております。

該当のアンケート自体は、任意のもので必ずしも回答があるとは限りませんが、お答えいただいた場合、そのページに対する貴重な御意見として統計に利用することができるものと思います。

○情報政策専門員：

ホームページのアンケート機能等を活用して市民の方の声を調査することは、とても重要なことだと思います。

第2期の地域情報化基本計画では、約半分の施策がインフラ整備を中心に進めてきたと言えますが、インフラを整備・導入したら、今度は、利用率を評価していく必要があります。今後の計画の方針の中に、整備をしたら必ず利用度を把握し、評価をするということを盛り込むことも1つの方法だと思います。

○福田委員：

どれだけ素晴らしいシステムを導入しても、実際に利用される市民の方々の主体性が

重要になると思います。市の情報発信に対してアクセスを強制することはできません。

人的な関係性で支援するという発想に転換して考えていく必要があります。

例えば、高齢の方や障害をお持ちの方の周りでケアをしている人々に対して迅速に情報を提供し、その人達から高齢者の方や障害をお持ちの方に必要な情報が行き届くような仕組みが考えられます。

先の例のように情報発信の中核にいるエージェントのような方々には、タブレット端末などをお持ちいただき、迅速で簡単な方法で市からの情報を届け、そこから真に情報を必要としている人に伝えてもらうことができます。

すなわちシステムと地域力の組み合わせこそが、重要かつ実用的であると考えます。

○渡邊副会長：

民生委員の方による関連の名簿作成が難しくなったとも聞いていますが西東京市では、どのような状況でしょうか。

○事務局：

民生委員の方が地域の方の名簿をどのように把握しているかは確認いたします。

また、最近取り上げられているのは、災害時要援護者の名簿です。

個人情報保護審議会に諮った上で、同意のある要援護者の方々の情報を関係課、関係庁や民生委員のみならずと共有して災害時に円滑に援護できるよう、名簿を作成しております。

○石川委員：

実際の台風による水害時の例となりますが、ある自治体では、名簿の正確性を問わず、名簿は手がかりと割り切って、人命を第一に名簿を持ち回り、救い出したという実績もあると聞いています。

このような場面で市がどのように対応できるかがポイントになるかと思います。

○小林会長：

西東京市の場合、保健医療分野では、必要な情報をどのように活用するかが課題だと思われる。

○事務局：

情報を必要としている人に必要としている情報が確実に届く方策を考えることが地域情報化では必要であると思います。

○小林会長：

資料4-3を参照して、事務局でもどのように情報発信ができるのか整理してください。

○事務局：

先ほど御提案いただいたソーシャルキャピタルの観点も踏まえて検討させていただきます。

(「産業分野」分野の現状と課題についての審議)

○小林会長：

市の産業分野への情報政策に関して、具体的なイメージはありますか。

○情報政策専門員：

市の産業政策については、産業振興課が中心となって取り組んでいる分野になります。

市の産業分野への情報政策について具体的なイメージをお持ちいただく際には、第2期地域情報化基本計画の施策を御覧いただくとよいと思います。

○浜委員：

資料2「平成24年度末第2期地域情報化基本計画施策事業について」の7ページに「5-1-1 西東京市らしさの情報発信の充実」があります。こちらは、西東京市商工会議所で運営され、西東京市のショッピング情報を提供していると記載されておりますが、近年できたばかりの他のホームページと比較すると、少し内容的に薄いように感じております。

このような西東京市の情報に特化したツールをうまく使うことができれば、西東京市の産業の活性化につなげていけると考えます。

○事務局：

産業振興というテーマは、行政としても非常に重要な分野と認識しており、市でも産業振興をより推進できるような体制を整えております。また、行政だけでは成り立たない分野のため、様々な方の御意見を聞いていきたいと考えております。

○浜委員：

西東京市は、住宅都市という性格上、産業分野の課題を解決することが容易ではないかもしれませんが、西東京市の強みを活かした経営を行っている企業もあると思いますので、西東京市の産業的な魅力のアピールの方法を工夫することで企業誘致を進めていく必要があると思います。

そのために、市民のみなさまが市の産業への取組について関心を持っていただけるような情報発信していくことも大切であると思います。

○石川委員：

地元商店街の現状を見てみると、市民意識調査で満足度が低く、重要度も低いという異質な結果が出ております。この点に関しましては、何らかの対策が必要だと考えております。

確かに商店自身の経営努力も必要ですが、産業と情報とを合わせて市の産業を支援していく必要があると考えます。

西東京市には魅力あるお店が多いと考えておりますので、口コミのような形で魅力が広がるような情報発信ができればよいと思います。

○事務局：

産業分野の市民意識調査の特殊性については、市でも認識しており、産業の重要性をうまく伝える工夫が必要だと考えております。

産業分野については、地域の雇用などにも影響を与える可能性もありますので、西東京市の産業の魅力を市民のみなさまに持っていただければ見方も変わってくると思います。

○福田委員：

産業分野の課題・問題点を考えるに当たっては、消費者としての立場と経営者としての立場の両面の観点から考える必要があります。

一般市民の方からのアンケート結果から得られた課題・問題点だけで産業分野を考察するには情報が不足しており、商工会議所や経営者の側からの課題・問題点も踏まえて地域情報化を考える必要があります。

○小林会長：

商工会議所や経営者の側からの課題・問題点についてまとめられた資料は、あるのでしょうか。

○事務局：

企業団体へのヒヤリング結果など、関係する資料があるかどうか確認してみます。

○福田委員：

産業分野の課題・問題点を検討するに当たっては市民のみなさまの観点と商工会議所・企業団体のみなさまの観点の両方の観点が必要です。

○情報政策専門員：

市民意識調査の中にも、いくつか産業分野の項目がありますが、どの項目も相対的に満足度が低い傾向にあるようです。

○事務局：

第1期地域情報化基本計画策定の際に、商工会議所にヒヤリングを行いました。企業によって情報技術や情報政策に関する見解があまりにも違い、全ての企業にあった共通の情報政策を考えることが難しいという意見もありました。

○石田委員：

市民意識調査を見ますと、産業分野で満足度が低いものは、「自然や観光資源などによるまちの魅力の向上」項目となっております。これは、西東京市に魅力を感じている人が少ないように見受けられます。地域情報化で産業分野に取り組むにあたってはPRが中心になるかと思います。

アピールについては、マスコットキャラクター「いこいな」をもう少しアピールしていく必要があると思います。

都心に近い一方で緑も多いという市の魅力をマスコットキャラクターと共にアピールしていけるといいと思います。

○事務局：

「いこいな」の活用は、市でも取り組んでいるところです。

○小林会長：

西東京市の魅力の向上は、産業振興分野だけに留まらないものとも考えることができそうですね。

○事務局：

観光資源と特産物といった産業分野に視点をおいてアンケートを行っていたため、市の魅力が薄いという評価になってしまっている部分もあるものと思います。

先ほど話題にも挙がっておりましたが、住環境という点に目を向ければ、都心に近い一方で緑も多く住みやすい市であると考えております。

○石田委員：

西東京市の待機児童対策などはどのようになっているのでしょうか。待機児童ゼロを目指している市もあります。

○事務局：

待機児童対策につきましては、難しい問題だと考えております。

○池田委員：

産業分野について、ある市を例に挙げますと、市が観光に関するデータをオープンデータとして公表し、市民のみなさまや若者がそのデータを活用して観光情報を作り上げ、発信する仕組みを実験的に導入しています。

オープンデータの利活用も地域情報化として検討してみる必要があると思います。

○石田委員：

西東京市には、たくさんのNPOや市民活動団体がありますが、オープンデータを活用しているNPO等はあるのでしょうか。

○事務局：

今のところ、オープンデータの活用の特化したNPO団体は存じておりません。

○福田委員：

オープンデータの利活用についてNPO団体との協働は非常に重要な観点だと思います。西東京市の商工会議所には情報政策に関する部門があるのでしょうか。

○事務局：

西東京市商工会議所に情報政策に関する部門があるかどうかにつきましては、確認させていただきます。

○福田委員：

西東京市と商工会議所の間で、産業分野の施策に関する検討部会のようなものはあるのでしょうか。検討部会がない場合は、地域情報化の側面から支援できる案の1つと考えます。

また、先ほどのオープンデータの利活用についても、いい提案だと考えます。地元の魅力を増す、立地のよさを際立たせるためにオープンデータやビッグデータを活用することもできますし、産業分野にも応用できるものだと考えております。

こちらのオープンデータ、ビッグデータの検討部会についても立ち上げていただくとよいと考えます。

地域情報化では、オープンデータ、ビッグデータの活用はひとつの軸となると思います。

○樋口委員：

青年会議所では、市内の約10団体に御参加いただき、3月にまちづくりワークショップを行って市に関する意見交換を行っております。そして、10月に共同でイベントを起こせないかという企画を行っております。

個人から個人への情報の伝播する情報発信だけでなく、そういった団体から団体へ伝播する情報発信という視点も必要だと思います。

○石川委員：

「台東デザイナーズビレッジ」の例や御徒町と蔵前の協働で行われたまちづくりイベントの例があります。

他の団体との協働をうまく情報発信することで、本来想定していなかった団体の協働も生まれると考えます。

ビッグデータ、オープンデータの活用につきましても、国の施策として力を入れている分野ですので西東京市の地域情報化としても検討する必要があると思います。

○小林会長：

今までの話を簡単にまとめると、商工会議所も含めて、産業振興を協働してもらえる団体との連携がポイントであるという点とオープンデータ、ビッグデータの活用も視野に入れる必要があるということができそうです。

今回の内容を踏まえてより具体的な解決策を事務局で検討してください。

○情報政策専門員：

本審議会では、まず地域情報化の核となる方針的なものを決めていただくのがよいと思います。

具体的な施策は、審議会でお決めいただいた方針に従い、各事業から吸い上げて作る方がよいと思います。

3 その他

○事務局：

(電子会議室の利用方法について説明)

○福田委員：

電子会議室について公開の形をとらないのでしょうか。

○事務局：

公開の電子会議室で御議論いただくことも検討いたしました。システム上審議会委員以外の方も書き込みができてしまうため、内容を集約することが難しくなると考えられます。

このため、電子会議室での意見交換の内容は、事務局でまとめた後、次回の審議会の場で資料として報告することで意見交換の内容を公開することができると考えます。

○小林会長：

電子会議室について閲覧だけの権限設定はできないのでしょうか。

○事務局：

システムを管理している秘書広報課に確認したところ、閲覧だけの権限設定はできないと聞いております。

○小林会長：

次回の第11回地域情報化計画策定審議会の予定について事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局：

(次回日程についての連絡)

なお、今回、御審議いただくことができなかった残りの分野についての問題点・課題の検討につきましては、電子会議室で行っていただくことを考えております。

○小林会長：

他になければ、本日の会議は、閉会といたします。

ありがとうございました。